

(別表)

厚生労働大臣が定める者等（利用者告示第31号のイ）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者等	左に該当する基本調査結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3 できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3 できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3 できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3 できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか「2 できない」 又は基本調査3-8～4-15 のいずれか「1 ない」以外 その他主治医の意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4 全介助」以外
オ 移動用リフト (除つり具部分)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3 できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3 一部介助」又は「4 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれかにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4 全介助」

備考 ※については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性を判断すること。

【福祉用具貸与の見直しについて】

厚生省令第38号(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)第13条第13項の規定に基づき、要介護1の利用者は月1回のモニタリングで、厚生労働省令第37号(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)第30条第15項の規定に基づき、要支援1及び要支援2の利用者については介護予防ケアプランの評価によって、その必要性の見直しを行い、その結果を記録してください。

モニタリングの結果、貸与が不要となったときは「貸与中止の連絡(電話等)」、種目変更等が必要となったときは「再度申請」を行ってください。

モニタリングを行い、その記録がなかった場合、保険給付費の返還対象となることがあります。

問い合わせ先：銚田市役所 介護保険課 介護保険係